

観 参 第 1 1 5 9 号
令 和 2 年 3 月 1 2 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（韓国）

外務省は、韓国に以下の感染危険情報を発出しています。

【危険度】

●慶尚北道奉化（ポンファ）郡

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）

●大邱（テグ）広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

つきましては、当該国や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、当該レベル3の地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行業者に対しては、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（韓国）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T047.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

- 国・地域別 目的別
- ホーム
 - 海外安全情報
 - 海外旅行
 - 海外出張／ビジネス
 - 海外留学／海外修学旅行
 - 海外生活

ホーム > 危険情報詳細

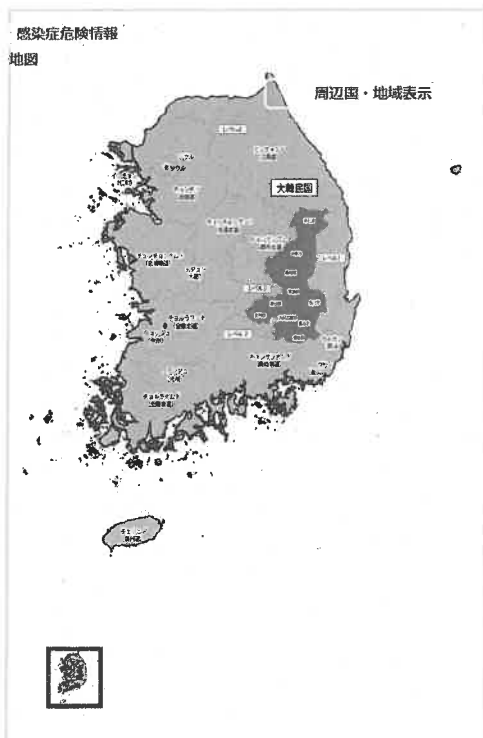
危険情報

本情報は2020年03月10日（日本時間）現在有効です。

韓国に対する感染症危険情報の発出（一部地域のレベル引き上げ）

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年03月06日



危険レベル・ポイント

【危険度】

- 慶尚北道奉化（ボンファ）郡
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（引き上げ）
- 大邱（テグ）広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）
- その他の地域
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（継続）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

詳細

- 1 我が国は、韓国における新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、3月5日までに、大邱広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡に対して感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）、これら以外の韓国全土に対してレベル2（不要不急の渡航自粛を勧告）を発出してきました。
- 2 こうした中、韓国全土においては、3月6日現在、6,284人（保健福祉部発表）の感染者が確認されています。慶尚北道奉化（ボンファ）郡においては、感染者が急増しており、1万人当たりの感染者数も極めて高い状況となっています。
- 3 各国は韓国に関する渡航中止勧告等を発出してきており、例えば、2月29日、米国国務省は、韓国全土に対して渡航情報レベル3（渡航再検討）（ただし、大邱広域市はレベル4）を発出し、米国疫病予防管理センター（CDC）も、渡航情報レベル3（不要不急の渡航延期勧告）を発出しています。
- 4 このような状況も含め、様々な最新の状況を総合的に勘案し、慶尚北道奉化郡をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げます。
なお、大邱広域市及び慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州

郡、清道郡及び軍威郡に対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）及びこれら以外の韓国全土に対するレベル2（不要不急の渡航自粛の勧告）を継続します。

5 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、最新情報の収集と、感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関連課室連絡先）

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地在外公館連絡先）

○在韓国日本国大使館

Twin Tree Tower A, 6, Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea

電話：(82-2) 2170-5200

Fax (82-2) 734-4528

https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在濟州日本国総領事館

3351, 1100-ro, Jeju-si, Jeju-do, Republic of Korea

電話：(82-64) 710-9500

Fax: (82-64) 743-5885

https://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在釜山日本国総領事館

18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, Republic of Korea

（釜山広域市東区古館路18）

電話：(82-51) 465-5101～6

Fax：(82-51) 464-1630

https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

戻る

カスタム検索

[本文へ](#) [English](#) [文字拡大・読み上げ](#) [利用者別に調べる](#) [サイトマップ](#)[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙](#)[刊行物等](#)[法令等](#)[お知らせ](#)[国税庁等について](#)[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [印紙税](#) / [課税対象となる文書の範囲](#)

課税対象となる文書の範囲

【照会要旨】

印紙税法に規定する「課税文書」とは、どのようなものをいうのでしょうか。

【回答要旨】

(1) 印紙税の課税対象は、課税物件表の物件名欄に掲げられている文書です。課税物件表には、第1号の不動産の譲渡に関する契約書等から、第20号の判取帳まで特定の文書を20の号に分類し、

- ① 階級定額税率の適用対象となる文書（第1号から第4号まで、第17号）、
- ② 高額定額税率の適用対象となる文書（第5号から第7号まで）、
- ③ 一般定額税率の適用対象となる文書（第8号から第16号まで）、
- ④ 通帳と判取帳（第18号から第20号まで）

というように、それぞれ区分された号ごとに文書の名称、定義、課税標準、税率等が定められています。

したがって、課税物件表の物件名欄に掲げられていない文書は、印紙税の課税対象になりません。

(2) 課税物件表の物件名欄に掲げられている文書であっても、次のいずれかに該当するものについては、特に印紙税を課さないことになっています（以下「非課税文書」といいます。）。

- ① 課税物件表の非課税物件欄に規定する文書
- ② 国、地方公共団体又は法別表第2（非課税法人の表）に掲げる者が作成する文書
- ③ 法別表第3（非課税文書の表）の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成するもの
- ④ 印紙税法以外の特別の法律により非課税になっている文書

したがって、課税物件表の物件名欄に掲げられている文書のうち、非課税文書以外の文書が課税文書になります（法第3条）。

【関係法令通達】

印紙税法第3条、第5条

注記

令和元年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)